

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和7年9月10日

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部

総務企画部長 江坂 泰幸

1 調達内容

(1) 調達件名

令和7年度福島県浜通り航空写真撮影等業務

(2) 調達内容詳細

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和8年2月27日まで

(4) 履行又は納入場所

仕様書による。

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2 参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2) 当機構東日本地区における令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

(3) 公示日から見積合せ日までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約の合理化のための取組み→オープンカウンター方式（<https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html>）参照）等を承諾していること。

(6) 令和4年度以降、東日本地区（対象都道府県は、東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川の各県及び北海道）を対象とする本業務と同種業務（航空写真の撮影業務）について履行完了した実績を1件以上有することを本入札説明書様式1の書面にて証明した者であること。

【提出期限、提出先】

提出期限：令和7年9月10日（水）から令和7年9月18日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（正午から午後1時までの間は除く）

提出先：〒970-8026

福島県いわき市平並木の杜2番地 63PLAZA 2階
独立行政法人都市再生機構 東北震災復興支援本部
福島復興支援部復興企画課
電話：0246-38-6531

3 見積書の提出場所等

（1）見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒970-8026 福島県いわき市平並木の杜2番地 63PLAZA 2階
独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
総務企画部経理課
電話：0246-38-8165

（2）見積書の提出期限及び提出方法

① 提出期限 令和7年9月19日（金）15時

② 提出方法

持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記（1）と同じ。

③ 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 仕様書別紙の交付及び関連情報を入手するための照会窓口

仕様書別紙については非開示とする。交付に際しては、別紙1【FAX申込書】仕様書別紙申込書及び別紙2「機密保持に関する確認書」に記名押印のうえ、以下の期間に申し込むこと。仕様書別紙についてはEメールによりPDFデータを送付する。

FAX受領後、2営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、仕様書別紙が申込者に到着するように送付する。

2営業日を過ぎても仕様書別紙を受領出来ない場合は、下記申込先に電話にて確認すること。

当該仕様書別紙については、むやみに第三者に対し提供しないこと。また仕様書別紙によって得た情報は本入札対象案についての検討等を行う目的にのみ使用すること。

【受付期間、申込先】

受付期間：令和7年9月10日（水）から令和7年9月18日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（正午から午後1時までの間は除く）

申込先：〒970-8026

福島県いわき市平並木の杜2番地 63PLAZA 2階
独立行政法人都市再生機構 東北震災復興支援本部
福島復興支援部復興企画課
電話：0246-38-6531

5 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

標準請書（請書（物品等））により請書を作成するものとする。また、契約締結日と同日付で、「個人情報等の保護に関する特約条項」及び「外部電磁的記憶媒体の利用に関する特約条項」を締結するものとする。（<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>）

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記 3（2）により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

上記 4 に同じ

以 上

見 積 書

金 _____ 円也（税抜：総額）

ただし、「令和7年度福島県浜通り航空写真撮影等業務」
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

会社名

代表者

印 ※1

独立行政法人都市再生機構
東北震災復興支援本部
総務企画部長 江坂 泰幸 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

表	裏
独立行政法人都市再生機構 東北震災復興支援本部 江坂 泰幸 殿 (件名) 「令和7年度福島県浜通り航空写真撮影等業務」 ※(押印省略)	封 住所・会社名 担当者氏名・連絡先 ※登録番号

※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消をすることができないので注意すること。

※ 押印を省略する場合は、封筒に「（押印省略）」と記載すること。

法人名

航空写真撮影業務の業務実績に関する証明書

同種業務種別	令和4年度以降、東日本地区（対象都道府県は、東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川の各県及び北海道）を対象とする航空写真の撮影業務
契約件名	
契約先	
契約期間	
業務概要	

※ 令和4年度以降、東日本地区（対象都道府県は、東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川の各県及び北海道）を対象とする本業務と同種業務（航空写真の撮影業務）について履行完了した実績を1件以上有することを本様式にて証明すること。

※ 「業務概要」は航空写真を撮影した範囲がわかるように記入すること。

※ 業務の契約書、仕様書が確認できる資料を添付すること（提出に支障のある箇所はマスキング可）。

なお、秘密保持契約締結等により情報の開示が困難な場合は、本様式の記載内容が事実と相違ないことを誓約する書面（任意様式）に代表者印押印の上、郵送で提出すること。

【FAX申込書】

独立行政法人都市再生機構 東北震災復興支援本部
仕様書別紙交付申込書

申込日：令和 年 月 日

件 名		令和7年度福島県浜通り航空写真撮影等業務
申 込 者	会 社 名	
	住 所 (送 付 先)	〒 —
	担 当 部 署 名 担 当 者 氏 名 連 絡 先	電話番号 — — E mail
	そ の 他	

別紙2「機密保持に関する確認書」も併せて送信して下さい。原本は郵送して下さい。

※ 平日正午までにお申込みの場合は2営業日後までに送付します。

【申込先】独立行政法人都市再生機構 東北震災復興支援本部 福島復興支援部 復興企画課

【送信先】FAX 0246-24-0301

【問合先】独立行政法人都市再生機構 東北震災復興支援本部 福島復興支援部 復興企画課
TEL 0246-38-6531

(別紙2)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
総務企画部長 江坂 泰幸 殿

(住 所)
(会 社 名)
(代 表 者 名)

秘密保持に関する確認書

当社は、「令和7年度福島県浜通り航空写真撮影等業務」への参加検討のため、貴機構より開示される対象施設の詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 当社は、本件参加検討が終了した場合又は本件参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。
2. 当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。
3. 当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

仕 様 書

1 件名

令和7年度福島県浜通り航空写真撮影等業務

2 調達目的

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部（以下「当機構」という。）が支援する復興事業地区等（以下「対象地区」という。）における状況を記録するため、航空写真の撮影を行うものである。

3 調達内容

本調達の範囲は、以下の項目とする。ただし、本仕様書に明示していない業務等についても、本調達に必要な場合はこれを調達範囲とする。

（1）航空写真（垂直・鳥瞰）の撮影

- ・ 仕様書別紙に記載された対象地区について、仕様書別紙に記載された構成で撮影する。
なお、仕様書別紙は、当機構が指定する場所で交付する。詳細は入札説明書を参照すること。
- ・ 垂直写真について、敷地境界線が建物等に隠れることがないように撮影する。
- ・ 雲、霞、光の反射等がない鮮明な航空写真を撮影し、建物等による陰影等の影響が最小限となるよう最適時間帯に撮影する。また、周辺建物の高さ等対象地区の特性上、影の影響等を大きく受ける場合は、曇天時の撮影等を提案し機構と協議するものとする。
- ・ 原則として、1地区あたり垂直1カット、鳥瞰（東/西/南/北/東北/東南/西北/西南）8カットの計9カットを撮影する。
- ・ 写真はカラーとし、画素数は2,000万画素以上、縮尺は1/3000とする。
- ・ 詳細な撮影範囲、方向等は当機構の指定する職員と協議の上、確定するものとする。

（2）デジタルデータの作成

- ・ 上記(1)により撮影した電子データをDVDに記録する。
- ・ データ形式については、RAW形式、TIFF形式及びJPEG形式とする。
- ・ ファイル名及びフォルダ構成については、当機構の指定する職員と協議の上、確定するものとする。

（3）インデックスプリントの作成

- ・ 上記(1)により撮影した航空写真の検索用資料として、A4用紙1枚（裏面利用可）あたり1地区分の航空写真を出力したインデックスを作成する。また、当インデックスにファイル名、地区名、垂直・鳥瞰（東/西/南/北/東北/東南/西北/西南）の別、撮影日時、撮影した飛行機の緯度、経度及び高度、シャッター速度、絞り等を記載するものとし、記載項目及び配置構成については当機構の指定する職員と協議の上、確定するものとする。
- ・ 写真部分の精細度については一般カラーコピー以上の品質とする。
- ・ インデックスを綴じたファイルの冒頭には、目次を付するものとする。

4 履行期限

令和8年2月27日（金）

5 納品物及び提出書類等

本調達の納品物は、以下のとおりとする。ただし、全ての納品物及び提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）」第7条第1項により都市再生機構が定めた「令和7年度環境物品等の調達の推進を図るための方針」に適合させるものとし、原則として日本語で作成すること。紙媒体についてはA4サイズとし、必要に応じてA3サイズを使用すること。

（1）航空写真（垂直・鳥瞰）の電子データ

DVD：2部

（2）インデックスプリント

DVD：2部、紙：2部

（3）工程表

紙：1部

工程表については、契約締結後 7 日以内に提出し、当機構の指定する職員の承認を得ること。

【納品場所】

福島県いわき市平並木の杜 2 番地 63PLAZA 2階
独立行政法人都市再生機構 東北震災復興支援本部
福島復興支援部 復興企画課

6 工程管理等

受注者は工程表に基づき適切な工程管理を行うとともに、作業の進捗状況を適宜当機構へ報告すること。

受注者は作業実施に際し、当機構の指定する職員と撮影計画等に関する打ち合わせを実施すること。

7 検査及び引渡し

当機構の指定する職員が航空写真に関するデジタルデータ及びインデックスプリントに関する検査を実施する。

検査の結果、全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、再撮影や修正等所要の作業等を行った上、当機構の指定する職員が定めた日時までに再納入するものとする。

検査の結果、合格であることが確認された場合は、納品物一式を用意し、速やかに引き渡すこと。

8 法令遵守

受注者は、航空法（昭和27年法律第231号）第123条に基づいた国土交通大臣の許可を受けていること（なお、許可を受けている法人との撮影に関して運航契約を締結する場合は、この限りではない。）。また、本業務の実施にあたっては航空法等の諸法規を遵守するものとする。

9 著作権等

本業務において発生する著作権は当機構に帰属するものとし、受注者は当機構の事前許可なく使用及び複製してはならないものとする。また、本件著作物について、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

10 機密保持

受注者は本業務の実施に際して、直接的及び間接的に知り得た情報を業務実施中はもとより業務終了後においても第三者へ漏えいしてはならない。また、受託者は施錠が可能であり、かつ、入退室管理が適切に実施された作業室等において、作業を実施すること。

11 事故報告

受注者は業務実施中に生じた事故等に対し、一切の責任を負うものとする。また、事故等が発生した場合には発生原因、経過等について直ちに当機構へ報告するものとする。

12 損害賠償

受注者は業務実施中に当機構及び第三者に与えた損害について一切の責任を負い、受注者の責任と負担において処理解決するものとする。

13 契約不適合責任

業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する契約不適合個所が発見された場合、当機構が必要と認める修正等必要な作業を受注者の負担において行うこと。

14 協議・指示事項

受注者は本仕様書に不明な点がある場合は、当機構の指定する職員と随時打合せを実施し、当機構の指示に従うこととする。

以 上